

愛荘町議会改革条例（案）のパブリックコメントへの回答

愛荘町議会改革条例（案）のパブリックコメントを平成25年12月9日から平成26年1月8日まで募集しました。その結果、3件の意見が寄せられましたので、ご回答申し上げます。

ご意見は「町の最高法規は自治基本条例であり、その中で議会の義務について定めており、改めて議会改革条例（案）を作成する必要があるのか疑問である。」「作成するのであれば、自治基本条例に合致する内容でなければならない。また、条例という言葉はいくつも使用すべきでない。」「この条例（案）の規定と町が定めている『議会の議決すべき事件』に関する条例との整合性が図られていますか」でした。

【回答】

自治基本条例では「議会および議員の責務」で基本理念が条文化されています。その基本理念は、地方自治法及び愛荘町議会会議規則並びに愛荘町議会委員会条例を踏襲し総括されて規定されているものです。よって、町議会は、自治基本条例の理念を実践するものとして、一般質問では「一問一答」方式を条項に入れて町民にわかりやすい討論を、また緊急質問も加えました。議会における討論での「言いっぱなし、聞きっぱなし」をなくす条項も入れて「議会改革条例（案）」を作成したところです。

議会改革条例（案）をつくる過程で「議決事件」について執行部の協力をいただきました。法改正により愛荘町総合計画基本計画の見直しなどは「議会への報告でよい」ことになりました。従って、執行機関の各部には多くの長期計画がありますので、その中から重要と思われるものを議決の対象にしました。